

第9節 産業保安グループ	307
産業保安・製品安全行政	307
1. 概要	307
2. 高圧ガスの保安	308
2. 1. 高圧ガス保安に関する取組	308
2. 2. 審議会の開催状況	308
2. 3. 高圧ガス保安経済産業大臣表彰	308
3. 火薬類の保安	308
3. 1. 火薬類保安に関する取組	308
3. 2. 火薬類取締法に係る法令・省令改正等	309
3. 3. 事故対策	309
3. 4. 審議会の開催状況	309
3. 5. 火薬類保安経済産業大臣表彰	309
4. 電力の保安	309
4. 1. 電力の保安に関する取組	309
4. 2. 審議会の開催状況	311
4. 3. 電気保安功労者経済産業大臣表彰	311
5. 都市ガス及び熱供給の保安	311
5. 1. 都市ガス及び熱供給の保安に関する取組	311
5. 2. 事故対策	311
5. 3. 審議会の開催状況	312
5. 4. ガス保安功労者経済産業大臣表彰	312
6. 液化石油ガスの保安	312
6. 1. 液化石油ガスの保安に関する取組	312
6. 2. 事故対策	312
6. 3. 審議会の開催状況	314
6. 4. 液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰	314
7. 鉱山の保安	314
7. 1. 鉱山の保安に関する取組	314
7. 2. 災害対策	314
7. 3. 中央鉱山保安協議会等開催状況	316
7. 4. 全国鉱山保安表彰	316
8. 製品安全行政の積極的な推進	317
8. 1. 重大製品事故等の情報について	317
8. 2. 製品安全関連法令の適正な執行	317
8. 3. 電気用品の技術基準体系の性能規定化	318
8. 4. 規制対象製品の追加、見直し	318
8. 5. 長期使用製品安全点検・表示制度	318
8. 6. 製品安全に係る自主的取組の促進	318
8. 7. 製品安全に係る普及・啓発活動	319

8. 8. 製品分野における国際協力の推進	319
9. 産業保安監督部	320

第9節 産業保安グループ

産業保安・製品安全行政

1. 概要

産業保安グループでは、産業活動・エネルギー利用における事故を防止するため、産業保安・製品安全法令（電気、LPガス、都市ガス、高圧ガス、火薬類、鉱山、製品安全）に基づき、安全を確保するための規制を実施している。また、法令に基づく許認可に関し、各種手続・立入り検査等の業務を行うほか、地震等の自然災害などの緊急時においては、産業保安監督部が現地で情報収集や現場検証を行い、原因の究明・再発防止のための対応を行っている。

近年、我が国の産業保安をめぐるのは、内外環境が大きく変化している。例えば、保安人材については、その多くを占める熟練層が今後大量に退職する一方で、若年層の雇用も困難な状況にある。今後、産業保安を担う人材が枯渇するといった状況が危惧されている。また、こうした人材不足等の課題に対応するため、IoT、ビッグデータ（BD）、人工知能（AI）、ドローン等の新たなテクノロジーを産業保安の現場に導入し、安全性と効率性を追求しつつ、保安レベルを持続的に向上させるための取組（スマート保安）に取り組む企業の動きも顕在化している。電力分野に目を向けると、FIT制度（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）の導入後、再生可能エネルギー発電設備の導入件数は、急速に増加し、様々な業種の主体が参入しているが、それに伴い、太陽電池発電設備や風力発電設備の事故も増加傾向にあり、再生可能エネルギー発電設備の安全確保に対する社会的要請が高まっている。さらには、近年、激甚化・頻発化する傾向にある災害への対応も急務である。地震災害では、都市ガスの供給障害等の被害も発生しており、今後は南海トラフ巨大地震や首都直下型地震等、更なる大規模地震のリスクも想定される中、事業者間連携や大規模災害時の保安業務等の在り方について問われている。また、地球温暖化等を原因とする気候変動問題の解決が喫緊の課題となる中で、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組が重要となっている。

こうした環境変化を踏まえ、電力、都市ガス、高圧ガス（石油精製・石油化学コンビナート）、液化石油ガス等の産業保安の規制体系の在り方を横断的に検討するため、産業構造審議会 保安・消費生活用品安全分科会の下に「産業保安基本制度小委員会」を設置し、規制見直しに向けた議論

を行った。2021年12月21日には、小委員会の審議の結果を踏まえ、保安・消費生活用品安全分科会の最終取りまとめを公表し、スマート保安の促進、新たな保安上のリスク分野への対応／災害対策・レジリエンスの強化、カーボンニュートラル実現に向けた保安規制の整備の3つを柱に、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律を208回通常国会に提出し、2022年6月に可決・成立した。改正法では、スマート保安の促進のため、事業者の能力に応じて手続・検査の在り方を見直す認定制度の創設や、新たな保安上のリスクへの対応のための再エネ発電設備の規制の見直しや、災害時のガス事業者の連携に関する計画策定の義務付け、さらには、カーボンニュートラル実現に向けた環境整備として、燃料電池自動車の規制の一元化や、専門機関による風力発電設備の安全性確認制度の創設などの措置を講じている。

スマート保安の促進にあたっては、スマート保安官民協議会の議論を踏まえて関係部会を開催し、各保安分野でのスマート保安に関する議論を継続している。加えて、令和4年度補正予算でスマート保安導入支援事業費補助金を措置し、中小企業等がスマート保安を導入する際の技術実証事業を支援している。

スマート保安に係る国際連携の取組も引き続き実施している。設備の高経年化や人材不足といった課題は日本に限らず各国が直面する課題であり、日本のこれまでの経験を共有し、諸外国における制度構築等を支援していくことは、相手国の産業保安レベルを向上させる上で有益である。また、同時に連携相手国の先進的な保安維持の取組を日本国内に還元することにより、国内産業保安の一層のスマート保安化を図ることができるほか、両国間の産業界のビジネスの活性化が図られることで我が国のスマート保安技術の海外展開にもつながる。2018年6月にタイ政府工業省と「スマート保安に関する協力覚書」を締結し政府間連携を進めている流れを汲み、日本企業が有するスマート保安に関する先端技術・システムの海外展開の支援をすることを目的とした産学連携組織として「スマート保安コンソーシアム」が2021年の6月に設立された。また、タイにおける産業保安のスマート化制度を強化することを目的にタイ政府と新たな覚書を締結した。2022年度は、タイ工業省の局長が来日し、本覚書に基づく政策対話を実施するなど、政府間連携を着実に進めている。2022年1月には、インド

ネシア政府工業省との間においても「スマート保安に関する協力覚書」を締結した。2022年度は、インドネシア工業省の局長が来日し、本覚書に基づく政策対話を実施するなど、政府関連携を進めている。

官民双方における抜本的な業務効率化のため、行政手続の電子化の取組も継続している。2020年1月から段階的に運用を開始している電子申請システム（保安ネット）では、電子化された申請・届出手続に対するオンライン申請率は80%を超えている。将来的には地方自治体の自治事務になっている申請・届出手続を含めて、全ての手続が保安ネット等を通じて電子的に行えるよう、システム更改に向けた検討を現在実施している。

2. 高圧ガスの保安

2. 1. 高圧ガス保安に関する取組

高圧ガスの保安に関する規制については、「高圧ガス保安法」及び「石油コンビナート等災害防止法」の規定に基づき、製造、貯蔵等の高圧ガスの取扱いや容器の製造及び取扱いに係る保安を確保するとともに、民間事業者による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進することにより、公共の安全を確保している。

2022年度の主要な取組としては、1.の取組に関連し、2022年6月に成立した改正高圧ガス保安法の2023年12月施行に向け、下位法令の詳細検討を実施。高圧ガス保安分野の更なるスマート化を制度的に後押しするため、取組を進めた。

なお、2022年の高圧ガス事故の状況は高圧ガス事故事例データベースにて報告のとおり。

（参考）高圧ガス事故事例データベース（令和4年度版）
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/jikoboushi/database.html

2. 2. 審議会の開催状況

（1）保安・消費生活用製品安全分科会高圧ガス小委員会
産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会高圧ガス小委員会は、高圧ガスの保安に関する重要事項の調査及び審議を所掌事務としている。同小委について、2022年度は計4回実施した。第22回高圧ガス小委員会（2022年5

月26日書面開催）では、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会高圧ガス小委員会の審議会資料の訂正について、報告・審議を行った。第23回高圧ガス小委員会（2022年12月15日オンライン開催）では、（1）燃料電池自動車等の規制の一元化について、（2）高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について、（3）高圧ガス事故について、報告・審議を行った。第24回高圧ガス小委員会（2023年2月24日オンライン開催）では、高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について、報告・審議を行った。そして、第25回高圧ガス小委員会（2023年3月24日オンライン開催）では、（1）高圧ガス事故の状況について、（2）重大事故及び法令違反の件数、（3）高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について、（4）自主保安高度化事業者制度の見直しについて、（5）独立行政法人情報処理推進機構（IPA）への調査の要請について、（6）パルクローリーに関する地方分権提案対応について、（7）高圧ガス容器積載車両事故を踏まえた例示基準の見直し、（8）水素スタンド設備に係る技術基準の見直し、（9）産業保安に関する自主行動計画のフォローアップ（配布のみ）について、報告・審議を行った。

2. 3. 高圧ガス保安経済産業大臣表彰

高圧ガス保安経済産業大臣表彰は、高圧ガスによる災害防止のための不断の努力を重ね、著しい成果を収めた優良事業所及び高圧ガスの保安に関し、永年にわたり極めて顕著な功績をあげた保安功労者等を表彰するものであり、1964年度から実施している。

（2022年度表彰式の概要）

・開催日：2022年10月28日（金）

・受賞者：優良製造所：8社

優良販売業者等：9社

保安功労者：6名

優良製造保安責任者等：3名

3. 火薬類の保安

3. 1. 火薬類保安に関する取組

火薬類の保安については、「火薬類取締法」に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費、その他の取扱を規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保している。

3. 2. 火薬類取締法に係る法令・省令改正等

火薬類取締法の適用を受けない火工品として、「航空法（昭和二十七年法第二百三十一号）第二条第二十二項に規定する無人航空機に用いるパラシュート開傘装置」及び「自動車に備える年少者用補助乗車装置に用いるエアバッグガス発生器（圧力容器付きのものに限る。）」を指定するための告示改正を行った。

3. 3. 事故対策

火薬類取締法関係の事故が発生した場合等において、同種事故の発生防止のために必要と認めるときは、経済産業省において再発防止策を検討し、業界団体又は関係の事業者等に対し注意喚起する等、透明性、公共の安全性の向上等を図っている。

なお、2022 年の火薬類事故の状況は火薬類事故防止対策委託事業報告書にて公表した。

（参考）火薬類事故防止対策委託事業報告書

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industry_l_safety/sangyo/gunpowder/jikojyohou/index.html

3. 4. 審議会の開催状況

（1）保安・消費生活用製品安全分科会火薬小委員会

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会火薬小委員会は、火薬類の保安に関する重要事項の調査及び審議を所掌事務としている。第 14 回火薬小委員会（2023 年 3 月開催）では、（1）火薬類取締法技術基準の見直し等、（2）火薬類事故防止対策研究会、（3）火薬類関係の事故発生状況について、報告を行った。

また、火薬類の特定の事項を調査させるため、以下のワーキンググループ（WG）を設置している。

（2）火薬類保安WG

火薬類保安WGは、火薬類の製造、消費等に係る技術基準や保安に関する在り方の検討を所掌事務としている。第 1 回火薬類保安WG（2022 年 3 月開催）では、製造施設及び火薬庫の軽微な変更の工事等の見直しについて、有識者による議論を行った。

（3）特則検討WG

特則検討WGは、特則承認に関する安全性の評価等を所掌事務としている。

第 13 回特則検討WG（2021 年 10 月開催）では、火薬類製造施設の停滞量に係る特則承認について、有識者による議論を行った。

（4）火工品検討WG

火工品検討WGは、適用除外火工品に関する安全性の評価等を所掌事務としている。第 9 回火工品検討WG（2021 年 12 月開催）では、チャイルドシートに用いるエアバッグガス発生器及び無人航空機に用いるパラシュート開傘装置の適用除外について、有識者による議論を行った。

3. 5. 火薬類保安経済産業大臣表彰

火薬類保安経済産業大臣表彰は、火薬類の保安を推進するため、顕著な功績をあげた保安功労者、著しい成果を収めた優良従事者及び優良事業所を表彰するため、1960 年度に創設された。

本表彰は隔年で実施しており、2022 年度は以下のとおり実施した。

（2022 年度表彰式の概要）

期日：2022 年 12 月 14 日（水）

受賞者：保安功労者： 10 件

優良従事者： 2 件

優良事業所： 9 件

4. 電力の保安

4. 1. 電力の保安に関する取組

電力の保安は、発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、電線路、ダム等の電気工作物（電気用品を除く。）について、公共の安全及び環境の保全の観点から、関係法令（「電気事業法」・「電気工事士法」・「電気工事業の業務の適正化に関する法律（電気工事業法）」）の整備・執行を行うとともに、事故・災害対応、発電所の環境影響評価などを行う。

電気事業法は、1964 年に公布され、1965 年 7 月 1 日から全面的に施行され、その規制内容として 3 つの性格を有している。すなわち、電気事業が公益的事業であることから、

電気の使用者の保護と電気事業そのものの健全な発達を図るために必要とされる、いわゆる公益事業規制としての性格、電気がその使用如何によっては危険を伴うものであるために必要とされる、公共の安全の確保を目的とする保安規制としての性格及び発電所設置による環境への影響を事前に評価し環境の保全を確保する規制としての性格の3つである。

そのうち保安規制分野については、1995年に自己責任原則を重視した安全規制の合理化等を基本方針とした規制の見直しを行った。こうした自主保安・自己責任原則の下での防災対策の強化、電気工作物の安全確保、電気工事の安全確保を柱とし、技術動向や社会ニーズ、直面する環境変化・課題等を踏まえ、自主保安を徹底するとともに、学協会等の知見の活用を図りつつ、制度や技術基準を継続的に見直していくことが、主な政策課題である。

最近の動向としては、電気事業法の改正を含む高圧ガス保安法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、2023年3月の小規模事業用電気工作物制度の施行に向けて関連する法令・通達等において必要な改正を行い、また関連する事業者等に対して制度改正の内容の周知を行った。

一方、電気保安行政を取り巻く環境は、①電気保安人材の将来的な不足、②太陽電池発電設備や風力発電設備の増加に伴う事故件数の増加、③自然災害の激甚化、など、常に変化し続けている。このような環境の変化に対応するため、2022年度は、主に下記のような取組を行った。

(1) 主な制度改正

従来一部の保安規制の対象外であった小規模事業用電気工作物の設置者に対する、基礎情報及び使用前自己確認結果の届出の義務化や、専門的知見を有する事業者が風力発電設備の工事計画について、技術基準への適合性を工事計画届出の前に確認する登録適合性確認機関制度新設を含む、電気事業法の改正案の成立に伴い、施行に向けて各種法令・通達等について必要な改正を行った。この際、制度改正の内容や技術基準適合の確認方法を周知するための講習会等を実施した。

また、諸外国における産業施設へのサイバー攻撃の発生や、電気保安分野におけるスマート化の進展といった現状を踏まえ、自家用電気工作物のサイバーセキュリティの確

保を目的として、電気設備に関する技術基準を定める省令を改正した。また、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」を公開し、自家用電気工作物がサイバーセキュリティを確保するための具体的な方法を示した。

加えて、一定の地域内における災害時等の活用や電力系統に対する調整力の提供等を目的とした蓄電所に関する規制の整備や、カーボンニュートラル目標の実現に向けた水素・アンモニアを燃料として使用する火力発電の導入拡大を見込み、これらに適切な保安規制措置を講ずるため、各種法令改正を行った。

そのほか、第三種電気主任技術者試験及び第一種・第二種電気工事士試験におけるC B T方式の導入に向けた政令改正、統括制度における統括主任技術者の配置要件見直し等も実施した。

(2) 災害・事故対応

電気関係報告規則第2条及び第3条に基づき国に報告された火災や感電、電気工作物の破損等による死傷・物損等に関する件数を電気保安統計にて公表した。

(参考) 令和3年度電気保安統計

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/denkihoantoukei.html

一方、近年の自然災害の激甚化を受け、災害時に発生する電気工作物への被害と停電への対応・対策が求められている。2022年度は、8月の豪雨、台風11号、台風14号、台風15号、12月の豪雪において被害が発生した。

8月3日からの豪雨では、8月3日から26日までの約1か月の間に全国各地において局地的大雨とそれに伴う土砂災害が発生した。青森県で最大5,100戸の停電が発生した。

9月6日に九州北部地方へ接近した台風11号では、暴風雨に起因する飛来物や倒木による高圧線断線等により、長崎県を中心とした九州・沖縄地方で最大約3万戸の停電が発生した。

9月18日から20日にかけて日本列島に上陸した台風14号では、大雨とそれに伴う土砂災害が多数発生し、九州で

は最大約 35 万戸の停電が発生した。

9 月 24 日までに中部地方に接近した台風 15 号では、静岡県や愛知県付近に発生した線状降水帯により記録的な大雨となり、静岡県を中心とした中部地方に約 12 万戸の停電が発生した。また、鉄塔 2 基が土砂災害によって倒壊した。

12 月 22 日からの豪雪では、北海道の紋別地方において発生した暴風雪に伴う短絡や樹木の倒壊、ならびに鉄塔一基の倒壊が発生し、最大約 2 万 7 千戸に停電が発生した。

（３）環境アセスメント審査

発電所に係る環境アセスメントについて、2022 年度に 125 件の審査を行った。2012 年 10 月から法に基づく環境アセスメント制度の対象となった風力発電所は、そのうち 112 件、2020 年 4 月から対象となった太陽電池発電所は、そのうちの 9 件を占めている。

4. 2. 審議会の開催状況

2022 年度は 2 回（2022 年 7 月、2023 年 2 月）開催し、電気保安制度の各種規制の見直しについて議論を行った。また、民間規格の技術基準解釈への引用に向けた評価活動、各ワーキンググループの議論概要及び災害対応等について報告を行った。

また、電力安全小委員会のもとで 3 つのワーキンググループを開催した。

新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループにおいて、風力発電所で発生した事故の原因究明・水平展開に関する議論を行った。

電気設備自然災害等対策ワーキンググループにおいて、自然災害や事故等による電気設備への被害・復旧状況の報告及びその対策・対応に係る検討に関する議論を行った。

電気保安制度ワーキンググループにおいて、蓄電所等に係る保安規制の在り方の検討や、電力安全分野におけるスマート保安の推進、電気保安人材不足の解消に向けた取組等に関する議論を行った。

4. 3. 電気保安功労者経済産業大臣表彰

電気保安功労者経済産業大臣表彰は、電気保安に関し、保守運営体制や管理体制が優良な者、保安教育の推進や安全思想の普及などに、多年にわたり努力してきた者を経済

産業大臣が表彰するものであり、1964 年度から実施している。1981 年からは、関係各団体が行っている安全運動を統一的行うことによりこの運動をより効果的なものとする目的で、通商産業省（当時）主唱の下に、感電死傷事故の多い 8 月を「電気使用安全月間」と定め、この期間に表彰を行うこととしている。

（2022 年度表彰式の概要）

・期日：2022 年 8 月 3 日（水）

・受賞者：工場等：3 件

電気工事業者の営業所：6 件

個人：30 件

団体：3 件

5. 都市ガス及び熱供給の保安

5. 1. 都市ガス及び熱供給の保安に関する取組

「ガス事業法」は、ガス工作物の工事、維持及び運用並びにガス用品の製造及び販売を規制することによって、公共の安全を確保し、併せて公害の防止を図ることを目的としている。

「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」は、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）」と相まって、特定ガス消費機器の設置又は変更の工事の欠陥に係るガスによる災害の発生を防止するため、これらの工事の事業を行う者の工事の監督に関する義務等を定めることを目的としている。

「熱供給事業法」は、熱供給施設の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保することを目的としている。

5. 2. 事故対策

ガス事業法第 171 条に基づき 2022 年に国に報告された事故の件数は石油・ガス供給等に係る保安対策調査等事業（安全技術普及事業（事故発生原因分析等調査））報告書にて公表した。

（参考）石油・ガス供給等に係る保安対策調査等事業（安全技術普及事業（事故発生原因分析等調査））報告書

https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2022FY/000322.pdf

（１）他工事事故対策

他工事事故対策については、2023 年 3 月に厚生労働省及び国土交通省宛てに、建設工事等に係る事業者等に対し、ガス事業者への事前照会等を行うことを要請するよう協力を依頼した他、警察庁、国土交通省及び一般社団法人全国登録教習機関協会宛てに啓発・広報資料の配布等に係る協力依頼を実施した。

（２）一酸化炭素中毒事故対策等

一酸化炭素中毒事故については、2022 年には 3 件と前年に比べ 2 件増加した。一酸化炭素中毒事故は発生の際に多数の死傷者が発生するケースが多いため、その重要性に鑑み、2022 年 7 月に、業務用需要家を所掌する関係省庁等（国土交通省、農林水産省、文部科学省等、7 府省庁）が参加する第 13 回業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議を開催し、一酸化炭素中毒の発生状況や取組状況を共有した。加えて同年 10 月に、関係省庁、関係団体に対し、当該事故防止のための協力要請文を发出した。

また、関係団体と協働し、日本食品衛生協会が行う食品衛生責任者講習会を通じた周知の全国展開を実施した。

（３）経年管対策等

建物敷地内埋設の古いガス管の腐食等劣化に伴うガス漏れ爆発等事故の発生を未然に防ぐべく、埋設ガス管の改修を促進するため、広報活動を実施するとともに、2023 年 2 月に、学校、福祉施設等のガス保安上重要な公的施設の関係省庁に対して、改修促進に係る協力要請文を发出した。

5. 3. 審議会の開催状況

2022 年度においては、産業構造審議会保安・生活用製品安全分科会ガス安全小委員会を 3 回（6 月、10 月、3 月）開催し、「ガス安全高度化計画 2030」のフォローアップを行うとともに、都市ガス保安の現状と課題について整理を行い、これまでの産業保安規制体系をより未来に合致したものへと転換し、更なる保安レベルの向上を達成する観点から、喫緊性等を考慮の上、制度見直しの是非や具体的な見直し方法等について審議を行った。また、2022 年度は、2022 年 6 月に成立した「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」の施行に向け、災害時連携計画及び認定高度保安実施事業者の制度設計の審議を行ったほか、ガス事業法に

おける大臣特認制度の創設のための審議も行った。

5. 4. ガス保安功労者経済産業大臣表彰

ガス保安功労者経済産業大臣表彰は、都市ガスの保安に係る関係者の意欲向上及びガス保安確保に対する国民の理解推進を目的として、都市ガスの保安確保のために尽力し、特に功労のあった個人、団体及び工場等に対し、部門ごとに表彰を行っている（1978 年に創設、1979 年度から実施）。

（2022 年度表彰式の概要）

・期日：2022 年 11 月 10 日（木）

・受賞者：ガス工事業者の部：2 件

個人の部：17 件

6. 液化石油ガスの保安

6. 1. 液化石油ガスの保安に関する取組

生活の用に供する液化石油ガスによる災害を防止し、一般消費者等が安心して液化石油ガスを使用できるようにするため、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）」を適切に施行し、「液化石油ガス安全高度化計画 2030」の目標である 2030 年の「死亡事故ゼロ」に向け事故情報の収集・分析、液化石油ガス販売事業者への立入検査、制度改正、事故防止を目的とした関係行政機関等への周知、保安技術指導者育成のほか、一般消費者保安啓発等の事業を推進し、保安対策の高度化を図った。

6. 2. 事故対策

（１）液化石油ガスの事故の状況

2022 年における液化石油ガス分野における一般消費者等に係る事故の件数は石油・ガス供給等に係る保安対策調査等事業（安全技術普及事業（事故発生原因分析等調査））報告書にて公表した。

（参考）石油・ガス供給等に係る保安対策調査等事業（安全技術普及事業（事故発生原因分析等調査））報告書

https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2022FY/00032

2. pdf

（２）ガス事故防止のための措置

（ア）一酸化炭素中毒事故連絡会議

2022 年 7 月、都市ガス部門と連携し、外食産業や公共施設等に関係する省庁及び団体が集まり、業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議を開催し、一酸化炭素中毒事故の現状、普及啓発活動及び技術開発の状況等について、関係省庁及び関係団体と意見交換を行うとともに、当該関係省庁及び関係団体に対し、事故防止に係る協力を要請した。

（イ）業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故防止の注意喚起

2022 年 10 月、都市ガス部門と連携し、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止を図るため、給排気等換気の実施、ガス消費設備及び換気設備の保守・点検等の注意喚起を行うよう、関係団体を通して液化石油ガス販売事業者等に要請するとともに、関係省庁担当部署に対して所管する関係事業者等に注意喚起するよう依頼した。

（ウ）住宅塗装工事等に伴う給排気部閉塞による一酸化炭素中毒事故防止の注意喚起

2023 年 3 月、都市ガス部門と連携し、住宅塗装工事等の際に換気等の給排気部をビニールシートで覆ったり塞いだりして一酸化炭素中毒事故が発生していることから、ガス機器の給排気部の閉塞の防止、閉塞したときのガス機器使用停止の周知等、一酸化炭素中毒事故防止のための注意喚起を行うよう、関係団体を通して液化石油ガス販売事業者等に要請するとともに、国土交通省担当部署に対して所管する関係事業者等に注意喚起するよう依頼した。

（エ）建設工事等におけるガス管損傷事故防止の注意喚起

2023 年 3 月に、都市ガス部門と連携し、建設工事等におけるガス管損傷事故防止を図るため、工事を施工する前には必ずガス管等についてガス事業者又は液化石油ガス販売事業者等に照会・確認する等の注意喚起を他工事業者に対して行うよう、関係団体を通して液化石油ガス販売事業者等に要請するとともに、国土交通省及び厚生労働省宛てに、解体工事、改装工事など建設関係業界に対し、ガス事業者に事前照会を行うよう、注意喚起することを依頼した。

（３）液化石油ガス販売事業者等への指導

液石法の適切な施行を確保するため、立入検査等によって、液石法に基づく義務と責任を有する液化石油ガス販売

事業者等による対応を確認し、法令違反が認められたときは、厳重注意、改善指示、口頭注意等の行政指導により、その違反実態に応じて厳格に対応した。2022 年度の実施状況は次のとおりである。

行政による事後的な監視として定期的に行っている立入検査を 12 事業者（12 事業所）に対して実施した。その結果、定期的に実施すべき点検・調査が実施されていない、事故の未然防止のためにすべき防止措置が実施されていない等、法令に係る不適切な事案が確認されたため、是正を指導した。

（４）「液化石油ガス安全高度化計画 2030」の取組状況

2020 年を目標年度として実施してきた「保安対策指針」に代わり、2030 年の死亡事故ゼロに向けた、国、都道府県、第三者機関、L P ガス事業者、消費者及び関係事業者等が各々の果たすべき役割を着実に実行するとともに、環境変化を踏まえて迅速に対応することで、各々が共同して安全・安心な社会を実現することを目標とした液化石油ガスの保安対策の方向性を示す「液化石油ガス安全高度化計画 2030」が策定され、その取組状況のフォローアップを実施した。2022 年の単年では業務用施設における傷害事故等が安全高度化指標を超える件数発生したため、安全高度化指標の一部が未達成となったが、その他の項目の多くは達成していることを確認した。

（５）調査事業の実施

事故・災害を未然に防止するため、2022 年度は、過去の災害事例や各種データについて分析し、災害発生の可能性が高い地域の要件を特定し、その要件を満たしている地域を抽出し、可視化するための調査事業、事故の様態や地域の特性等の多様な背景を鑑み、緊急時対応の在り方について検討する事故調査事業等を実施した。

（６）保安指導・普及啓発の実施

液化石油ガス等を取り扱う事業者の自主保安を促進し、事故・災害を未然に防止するために、地域の指導者となるべき保安専門技術者の育成、地域の事業者向けの保安技術講習会等、事故情報の取りまとめ及び分析等を実施した。

この他、一般消費者等に対する保安啓発として、一酸化炭素中毒事故防止のためのチラシの作成・配布、雑誌広報

等、液化石油ガスの保安啓発に係る各種広報活動を実施した。また、2017年度から都市ガスと連携した広報活動を展開した。

6. 3. 審議会の開催状況

2022年度においては、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会液化石油ガス小委員会を1回（3月）開催し、以下のテーマについて議論、報告がなされた。

＜第17回（2023年3月15日）＞

- （1）「液化石油ガス安全高度化計画 2030」の取組状況について
- （2）2022年度立入検査の実施状況及び2023年度立入検査の重点について
- （3）規制の見直しについて
- （4）液化石油ガス法に関する権限移譲について

6. 4. 液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰

液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰は、液化石油ガス保安の高度化を図るため、自主的な保安活動を積極的に推進し、顕著な功績を挙げた液化石油ガス販売事業者、個人・団体等を表彰することを目的に、2012年度から実施している。

（2022年度表彰式の概要）

- ・期日：2022年10月27日（木）
- ・受賞者：販売事業者及び販売事業所の部：19者
保安功労者（個人）の部：1者

7. 鉱山の保安

7. 1. 鉱山の保安に関する取組

鉱山においては、鉱業権者による自主保安体制の確立・堅持を基本とする保安の確保が事業活動の大前提であるが、政府としても、これを補完するため「鉱山保安法」及び「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき監督検査等を実施した。

また、金属鉱山等の坑廃水等は、放置すれば周辺環境・住民に多大な影響を及ぼすおそれがあることから、地方公共団体等が行う鉱害防止事業に対して補助金等による支援を行うとともに、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）を通じて鉱害防止技術開発、鉱害

防止工事の調査指導等を実施した。

（1）第13次鉱業労働災害防止計画の進捗状況

2022年度は、第13次鉱業労働災害防止計画（2018年度～2022年度：平成30年経済産業省告示第56号）の5年目に当たる。当該計画が2022年度で終了するため、2023年度からの次期計画策定に向け、鉱山の現況、災害要因分析など、次期計画策定の検討に必要な調査を実施した。その結果も踏まえ、中央鉱山保安協議会の意見を聴取の上、第14次鉱業労働災害防止計画（2023年度～2027年度：令和5年経済産業省告示第34号）を定め、2023年3月31日に告示した。

鉱山災害の発生回数は昭和30年代をピークに減少傾向にあるが、2022暦年の全鉱山における災害発生件数は25件で前年よりも8件下回った。また、罹災者数は14名で前年より8名減となった。

（2）鉱害防止事業の実施に関する第5次基本方針を踏まえた取組

鉱害防止事業の計画的な実施を図るため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づき、経済産業大臣が鉱害防止事業の実施時期、事業量等について「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針」を定めることとされており、1973年の法律創設以降、10年間毎に5回にわたり制定してきた。

第5次基本方針が2022年度末をもって終期を迎えるため、2022年8月の経済産業大臣の諮問を受け中央鉱山保安協議会金属鉱業等鉱害防止部会で新たな基本方針の検討を行い、中央鉱山保安協議会の意見聴取等を経て第6次基本方針を策定し、2023年3月31日に告示した。

7. 2. 災害対策

鉱山保安法第41条に基づき、2022年に報告があった災害（危害関係）は鉱山保安統計年報にて公表した。

（参考）鉱山保安統計年報

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/mine/2017_newpage/syuukei.html

鉱山（一部休廃止鉱山を含む）における危害及び鉱害を防止するため、鉱山保安法及び金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づき、産業保安監督部等が監督検査等を実施した。

（１）休廃止鉱山の鉱害防止対策

金属鉱山等においては、閉山後もカドミウム、砒素等の有害物質を含む坑廃水が半永久的に流出するという特殊性があり、地元住民の健康、周辺環境に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、産業保安監督部等による監督検査等に加えて、次のような施策を実施した。

①休廃止鉱山鉱害防止事業に係る支援

休廃止鉱山に係る鉱害の発生を防止するため、地方公共団体及び鉱害防止義務者（鉱業権者等）が行う鉱害防止事業に対して休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（以下「休廃止補助金」という。）を交付（補助率：３／４）した。

（ア）義務者不存在分

鉱害防止義務者が不存在の休廃止鉱山について、地方公共団体が実施する集積場の覆土・植栽、坑口の閉そく、坑廃水処理等の事業に対し休廃止補助金を交付した。

（イ）義務者存在分

鉱害防止義務者が存在する休廃止鉱山について、義務者が実施する坑廃水処理事業のうち、義務者の行為に起因しない汚染分（自然汚染、他者汚染）の処理費用に対し休廃止補助金を交付した。

また、地方公共団体等が実施する鉱害防止事業のエネルギー使用の合理化を推進するため、休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金を交付（補助率：３／４）した。

加えて、災害時においても鉱害の発生を防止し、排出基準等管理基準を確実に遵守するため、令和３年度補正予算として、鉱害防止義務者が実施する災害対策のための施設整備等の事業に対し休廃止鉱山鉱害防止施設等災害対策補助金（補助率：１／４（中小企業：１／３））を措置した。

②JOGMECによる鉱害防止支援事業

鉱害防止部門が実施する事業の運営に必要な経費等について運営費交付金を交付し、次の事業を実施することにより、金属鉱山等に起因する鉱害を防止した。

（a）地方公共団体への支援業務

地方公共団体が実施する鉱害防止事業（鉱害防止義務者が不存在の場合）について、地方公共団体の依頼

に応じて調査・技術指導等の調査指導業務を実施した。

また、地方公共団体の委託を受けて大規模又は技術的に困難な鉱害防止工事の設計・工事支援業務及び坑廃水処理施設の運営管理業務を実施した。

（b）調査研究技術開発業務

鉱害防止対策の効率化・費用低減化等のため必要な技術開発に関する調査研究業務を実施した。

（c）融資業務

鉱害防止資金（使用済特定施設鉱害防止工事及び坑廃水処理事業分）及び鉱害負担金資金について融資を行った。

（d）鉱害防止積立金業務

使用中の特定施設について、使用終了後の鉱害防止工事費用として、金属鉱業等鉱害対策特別措置法の鉱害防止積立金制度に基づき、採掘権者等が積み立てる積立金の管理業務を実施した。

（e）鉱害防止事業基金業務

恒久的な坑廃水処理費用を確保するため、「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」の鉱害防止事業基金制度に基づき、採掘権者等が拠出した基金の管理・運用業務を実施した。

（２）調査研究等の推進

休廃止鉱山における坑廃水処理の高度化技術調査事業

休廃止鉱山における坑廃水の中和処理に関して、坑廃水の水量削減・水質改善や重金属除去作用を有する植物や微生物を利用した自然回帰型坑廃水浄化システム（パッシブトリートメント技術）や無給電の遠隔監視システムを組み合わせ、坑廃水処理技術の高度化を図るための実証調査を委託事業として実施した。

（３）国際協力事業

我が国に蓄積されている環境保全技術を積極的に海外に移転することにより、海外における鉱山での鉱害防止、人材の育成を支援し、国際社会に貢献することを目的に環境保全等技術支援事業を実施した。

2022年度は資源保有国への技術情報協力に関する取組として、フィリピン及び、ペルーの鉱業、鉱害防止に関わる多数の政府系職員に対して、現地OJTやオンラインにて研修を行った。

7. 3. 中央鉱山保安協議会等開催状況

2022 年度は中央鉱山保安協議会及び金属鉱業等鉱害防止部会を開催した。議事概要等は以下のとおり。

【中央鉱山保安協議会】

(2022 年 7 月 13 日)

【審議事項】

(1) 危害防止について

○鉱業労働災害防止計画

「第 13 次計画」の実施状況及び「第 14 次計画」の策定方針について

(2) 鉱害防止について

①特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針

「第 5 次基本方針」の実施状況及び「第 6 次基本方針」の策定方針について

②休廃止鉱山におけるレジリエンス強化の取組について

【報告事項】

①令和 4 年度鉱山保安関係予算（鉱害防止業務のコスト分析）

②石炭じん肺訴訟の現状について

③新潟市における石油漏洩について

④令和 4 年度全国鉱山保安週間について

(2022 年 12 月 8 日)

【審議事項】

(1) 特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針に係る答申（案）について

(2) 鉱業労働災害防止計画に係る答申（案）について

(2023 年 3 月 1 日)

【審議事項】

(1) 「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針」に係る告示（案）について

(2) 「第 14 次鉱業労働災害防止計画」に係る告示（案）について

(3) 鉱山保安法施行規則等の改正について（衛生に関する通気の確保のため必要な措置等）

【報告事項】

①過去 5 年間における罹災者数の推移について

②鉱山・火薬類保安関連の令和 5 年度予算案の概要について

③宅地造成等規制法（盛土規制法）改正概要について

④鉱山保安法施行規則等の改正について（鉱物名称変更等）

【金属鉱業等鉱害防止部会】

(2022 年 8 月 31 日)

(1) これまでの鉱害防止事業の取り組みとその実績について【報告事項】

(2) 第 6 次基本方針策定に係る検討について【審議事項】

(3) その他

(2022 年 10 月 11 日)

(1) 第 1 回鉱害防止部会の論点整理

(2) 特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針に係る答申（案）

(3) その他

(2022 年 11 月 30 日)

(1) 第 5 次基本方針に係る事業量について

(2) 第 6 次基本方針に係る事業量について

(3) 特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針に係る答申（案）

(4) その他

7. 4. 全国鉱山保安表彰

全国鉱山保安表彰は、鉱山保安に関し特に成績優良な鉱山及び鉱山保安の確保に特に功労のあった者を表彰するものであり、1950 年度から実施している。

(2022 年度表彰の概要)

・期日：2022 年 10 月 4 日（火）

・受賞者：鉱山の部：3 鉱山

保安従事者の部：20 名

特別功労・貢献者の部：1 鉱山

8. 製品安全行政の積極的な推進

8. 1. 重大製品事故等の情報について

2022 年度は消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故報告・公表制度に基づき、製造・輸入事業者から、1108 件の重大製品事故（死亡、火災、一酸化炭素中毒等の事故）の報告が寄せられた。内訳は、ガス機器 77 件、石油機器 65 件、電気製品 748 件、その他製品 218 件であった。事故製品がガス機器・石油機器の場合には、メーカー名、型式名を含め、迅速に公表し、その他の製品についても、製品起因でないことが明らかなものを除き、最終的に事業者名、型式名を含め公表した。また、原則全ての案件について、経済産業大臣の指示に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）において原因究明調査を行っている。

N I T E との連携を強化したことにより、消費者に対する速やかな注意喚起、危害の防止措置の提示を行うことができた。具体的には、高圧洗浄機用のリチウムイオンバッテリーが出火する重大製品事故について、当該製品は、初回充電時に発火する事故が複数件発生するなど過去に例のない危険な製品であることが N I T E の調査によって判明したことから、事業者に再発防止措置を取ることを促し、リコールにつながった。

N I T E から報告された重大製品事故の発生原因の究明結果を受けて、製品事故対策室により事故の発生原因が製品に起因するものでないとしたものについては、この判断の妥当性を製品事故判定第三者委員会で審議した。製品事故判定第三者委員会は、消費者庁製品事故情報検討会と合同で開催されることとなっており、計 4 回開催され、製品事故対策室による判断の妥当性が確認された。また、製品に起因する事故と判断されたものについては、製造・輸入事業者に対して事故の再発・拡大防止を求めることになるが、重大製品事故の原因究明を契機に行われた製品交換・無償修理等のリコールは 2022 年度に 28 件あり、2007 年 5 月の制度開始から 2023 年 3 月末までの累計は 321 件となった。

また、消費者安全法に基づき、消費者等から経済産業省消費者相談窓口寄せられた生命、身体に係る消費者事故等の情報について、消費者庁に対し通知を行っている。2022 年度は 264 件の消費者事故等を通知した。

8. 2. 製品安全関連法令の適正な執行

（1）製品安全関連 4 法

経済産業省は、製品安全関連 4 法（消費生活用製品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、電気用品安全法）の規制対象製品について法律上の義務が遵守されていることを確認し、技術基準が遵守されていない等の問題のある事案を確認した場合には、直ちに当該事実を指摘して是正させ、必要な場合には法律上の処分等を行うこととしている。

製品安全関連 4 法に基づく届出事業者等による法令遵守状況を確認するため、製品安全関連 4 法の規制対象品目について、市場に流通している製品を買い上げ、その製品が技術基準に適合しているかどうか、また必要な表示等が行われているかどうかを確認する試買テストや、インターネット市場の監視（ネットパトロール）を実施した。

また、問題が顕在化している場合に実施する立入検査とは別に、過去の違反事案等を踏まえた計画的な立入検査も実施している。計画的立入検査は、原則として、製造・輸入事業者に関しては、経済産業大臣の指示に基づいて N I T E が行っている。立入検査の結果、違反が確認できたものについては、経済産業省がこれらの製品の事業者に対して指導を行い、必要な措置を取るよう求め、その後、適切に改善の措置がとられたかどうかを確認している。

（2）家庭用品品質表示法

家庭用品品質表示法は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図ることを目的としている。経済産業省は、事業者からの自主的な報告、第三者からの申出、都道府県による小売業者への立入検査結果等によって家庭用品品質表示法違反の疑いが生じた場合であって、小売業を除く事業者であるときに、事実関係について調査を行う。調査の結果、違反の事実が判明した場合は、当該事業者に対して改善を求め、必要に応じて、法令に基づく指示を行うこととしている。

また、家庭用品品質表示法で規定する表示の標準となるべき事項を改正する必要がある際には、経済産業省から消費者庁への告示改正の要請を行っており、2021 年度には J I S 改正とエネルギーの使用の合理化等に関する法律の告示改正に併せて、繊維の名称を示す用語とテレビジョン受信機に表示すべき事項について改正の要請を行った。

8. 3. 電気用品の技術基準体系の性能規定化

電気用品安全法においては、技術の進歩や新製品の開発に柔軟に対応できるようにするため、2014 年 1 月、品目毎に技術基準を詳細に定めていた省令を改め、電気用品の安全に必要な性能のみを省令に規定している。

事業者は、電気用品が省令に定める性能規定を満足しているかについて J I S 等の規格を用いて確認しているため、I E C 等の国際規格の整備等を受けて J I S 等の規格が整備された場合に、当該改正内容が省令で定める性能規定に適合するものか確認することが必要となる。

このため、2022 年度は電気用品整合規格検討ワーキンググループを 2 回開催し、12 の J I S 等の規格を整合規格として採用するなど、整合規格の整備拡充に努めた。

8. 4. 規制対象製品の追加、見直し

事故情報や技術革新を踏まえて、事故の未然防止のために必要な場合には、規制対象製品の見直しや技術基準の改正等を行うこととしている。

I o T 製品の需要は高まりつつある一方で、こうした製品がインターネット環境で使われる状況下においても製品安全が確実に確保される必要がある。このため、2018 年度より、今後の電気用品等製品の I o T 化等に係る製品安全確保の在り方について、実態調査や外部有識者による検討会を実施し、2021 年 4 月 28 日に「電気用品、ガス用品等製品の I o T 化等による安全確保の在り方に関するガイドライン」を公表した。2022 年度は、ガイドラインの更なる実効性確保、普及啓発等に関する取組を行い、業界横断の WG で I o T 製品のリスク評価 において考慮する観点等の検討を行った。

リチウムイオン蓄電池において、従来の技術基準解釈の別表 9 では、各電池ブロックの電圧監視について明示的に求めておらず、過充電による発火事故を引き起こす懸念があったため、2022 年 12 月 28 日にこれを最新の国際基準に対応した別表 12 の整合規格へ一本化する改正を行った。

また、リチウムイオン蓄電池以外の別表第 1（電線及び電気温床線）、別表第 4（配線器具）、別表第 7（小形交流電動機）に係る分野についても、概ね対応する別表第 12 規格が整備されていることが確認されたことから、別表第 12 の整合規格への一本化への検討を開始した。

磁石製娯楽用品（マグネットセット等）及び吸水性合成

樹脂製玩具（水で膨らむボール等）については、近年、子どもの誤飲を端緒とした重大な事故が複数件発生した。当該 2 品目は、事故が発生する危険性が高く、被害も重大であることから、2023 年 1 月 30 日の消費経済審議会製品安全部会での審議を経て、消費生活用製品安全法の特定制品に指定することとなった。

8. 5. 長期使用製品安全点検・表示制度

「長期使用製品安全点検制度」は、経年劣化による製品事故が多発していた製品を消費生活用製品安全法施行令で指定し、当該製品を購入した所有者に対して、あらかじめ設定した点検時期に製造・輸入事業者から点検を促すことで、事故を防止することを目的としている。これまで、特定保守製品として 9 品目を指定してきたものの、そのうち 7 品目については、業界等による安全促進の取組により製品事故の発生割合が基準値である 1 ppm を大幅に下回ったことから、指定対象品目から除外することとし、消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令が、2021 年 7 月 27 日に公布、同年 8 月 1 日に施行された。なお、公布の日より前に点検期間の始期が到来している製品及び公布の日から起算して 1 年を経過する日までに、点検期間の始期が到来する製品については、法に基づく点検実施を行う経過措置を設けた。

8. 6. 製品安全に係る自主的取組の促進

（1）製品安全対策優良企業表彰

2007 年度から、製品安全に積極的に取り組んでいる企業を表彰する制度を開始した。この制度は、製品安全に対する意識の向上と製品安全文化の定着を図り、持続的に製品安全が確保されるような安全・安心な社会を作ることを目

的としている。
2022 年度に行われた第 16 回においては、3 社が経済産業大臣賞を受賞し、11 月 29 日に表彰式を行った。また、経済産業大臣賞を計 3 回受賞した製品安全対策ゴールド企業について、5 年経過ごとにフォローアップを実施しており、2022 年度は 2 社のフォローアップを行った。

（2）流通・小売事業者団体等との協力体制の構築

リコールの実効性を確保していくためには、リコール製品の流通を止めるとともに、リコール製品を所有する消費

者に情報を伝えることが重要であり、製品を取り扱い、消費者にも近い立場にある販売事業者が重要な役割を果たすことが期待されている。2022 年度には、経済産業省が届出を受けたリコールで、流通・小売事業者の役割が期待される案件について、大手家電流通協会、日本通信販売協会、日本福祉用具・生活支援用具協会、日本福祉用具供給協会、アマゾンジャパン合同会社、ヤフー株式会社、日本リユース機構、ジャパン・リサイクル・アソシエーション、日本チェーンストア協会等にリコール情報の提供等を行った。

（３）インターネットモール等運営事業者との協力体制の構築

近年、インターネットショッピングやオークションの利用拡大に伴い、法令違反が疑われる製品のインターネット上での販売が増加していることを踏まえ、2020 年 7 月にインターネットモール等運営事業者に向けて発出した「消費生活用製品安全法等の規制対象製品に係る法定表示の確認等の要請」に基づき、法令違反や事故報告の多い 3 品目について、製品安全 4 法による法定表示の確認の実施を求めているところであるが、法令違反件数の推移等を踏まえ、2022 年 10 月に 1 品目を追加し、計 4 品目の法定表示確認を要請した。

また、前年度に引き続き、インターネットモール等運営事業者 8 社と製品安全の確保に向けた連絡会合を開催した。2022 年 6 月の連絡会合では、製品安全規制見直し等の情報共有を行い、2023 年 3 月の連絡会合では、インターネットモール等運営事業者 1 社を新たに加え、協力体制の拡大・強化を図った。今後も関係事業者と連携し、インターネット取引における消費者の危害防止のための取組を推進していく。

（４）高齢者の製品安全の向上に関する事業

世代が高齢になるほど重大製品事故の人的被害が重篤化する傾向を踏まえ、高齢者の行動特性を踏まえた製品開発を事業者に促すべく、高齢者の動画データを 2016 年度より収集している。2022 年度は、高齢者の身体保持に関する計測や企業と連携したデータ取得を実施し、高齢者の関節可動域に関するデータを公開した。また、2021 年度に引き続き、2022 年度は、高齢者による事故の多い介護ベッドや車椅子等のリスクアセスメントを行い事故の防止対策

の検討を行った。

特に高齢者では、誤使用・不注意による重大製品事故が他の年齢層よりも高い割合で発生しているため、そのような誤使用等による製品事故の防止に向けて、誤使用等による被害のリスクを低減する製品への表示制度の検討を進めた。

８． ７． 製品安全に係る普及・啓発活動

（１）製品安全総点検月間

我が国に製品安全文化を醸成、定着していくため、事業者から消費者までを含めた社会全体における製品安全への正しい理解を深め、適切な役割分担の在り方を明確にし、その普及啓発を行うことを目的として、2006 年度から毎年 11 月に製品安全総点検週間を定め、製品を安全に正しく使用する上で注意すべき事項等に関する注意喚起のための周知活動を集中的に実施している。2015 年からは、事業者との連携、広報手段の多角化を図るため、11 月全体を「製品安全総点検月間」として拡大した。

2022 年度は、全国約 300 の電器店舗でのイベント開催や各地方経済産業局や地方自治体及び民間企業等と協力しつつ、ポスター掲示や冊子配布を始めとする啓発活動を実施した。

（２）消費者向け注意喚起

2022 年度は内閣府の政府広報ツールを活用し、ラジオ、モバイル携帯端末などの様々な媒体を通じて、季節ごとに発生しやすい製品の事故や個別製品の事故に関する注意喚起等 8 件の広報を行った。

また、N I T E の定期プレス公表や政府広報、製品安全総点検月間等を活用して、注意喚起を集中的に実施した。

特に、2022 年 8 月には、消費者庁や N I T E とともに、災害時の事故を防止するため、小型発電機による一酸化炭素中毒への注意喚起を行い、また、2022 年 12 月にも、消費者庁や N I T E とともに、死亡事故が多発した除雪機の事故に対する注意喚起を行った。

８． ８． 製品分野における国際協力の推進

輸入製品の事故件数が増加傾向にあることから、事故分析を踏まえた対策に応じて、各国・地域の関係機関との連携・協力を強化していくことが重要である。

2021 年 6 月の経済協力開発機構（OECD）消費者国際会議におけるオンラインマーケットプレイス運営事業者と行政機関による製品安全確保のための誓約策定を促す「製品安全誓約コミュニケ（声明）」の発表や他国における誓約策定の動きを踏まえ、我が国においても製品安全誓約の締結へ向け、誓約原案及び事業者向けガイダンス等の検討を進めた。

また、2022 年 8 月に、タイの製品安全当局の 1 つであるタイ工業標準局との間の製品安全に関する協力文書に基づいてオンラインで第 3 回会合を開催し、双方の製品安全行政の動向や電子商取引や I o T 製品における取組等に関して意見交換を行った。

2022 年 12 月には、日本台湾交流協会と亜東関係協会（台湾）との間で締結されている「製品安全協力覚書」に基づく製品安全会合（オンライン）において、情報交換を行った。

9. 産業保安監督部

北海道産業保安監督部

<https://www.safety-hokkaido.meti.go.jp/>

関東東北産業保安監督部東北支部

<https://www.safety-tohoku.meti.go.jp/>

関東東北産業保安監督部

<https://www.safety-kanto.meti.go.jp/>

中部近畿産業保安監督部

<https://www.safety-chubu.meti.go.jp/>

中部近畿産業保安監督部近畿支部

<https://www.safety-kinki.meti.go.jp/>

中国四国産業保安監督部

<https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/>

中国四国産業保安監督部四国支部

<https://www.safety-shikoku.meti.go.jp/>

九州産業保安監督部

<https://www.safety-kyushu.meti.go.jp/>

那覇産業保安監督事務所

<https://www.safety-naha.meti.go.jp/>